

守ってきたい わがまちの 景観と人々

第18回 (担当：南小国町)

春を告げる風物詩「野焼き」

南小国町を含む阿蘇地域の草原では、毎年9～11月に草を刈って防火帯を作る「輪地切り」を行い、翌年の2月～3月に、枯れた草を焼き払う「野焼き」が行われます。「野焼き」によって草原がリフレッシュされ低木の侵入を防ぐことで、藪や荒野となることを防いでいます。

古くからの文献によると、阿蘇地域では千年以上前から「野焼き」が続けられ、今のような草原が維持されてきたことが分かっています。阿蘇の草原は、牛馬の放牧地や草肥の供給源、観光資源など、時代によってその用途を変えながらも、人々と自然との共生により守り続けてきた世界的にも例のない「文化的景観」と言えます。

しかし、燃料・肥料としての草利用の減少や、「野焼き」を担う牧野組合・野焼きボランティアの高齢化、地域集落の過疎化等により「野焼き」の維持が年々困難になっています。

そのため、南小国町を含む阿蘇地域では新たな取り組みとして、野焼き後継者の育成や自衛隊OB等による急傾斜地の輪地切り、放棄地での野焼き再開等、新たな試みを進め、阿蘇地域の草原保全・再生を図っています。



草原再生協議会 検索
草原保全・再生の取り組みについて
もっと知りたい方はコチラ

世界遺産「ほれ話

Vol.9

世界遺産と草原の保全・再生

世界文化遺産登録を目指す「阿蘇」では、草原をはじめとした「阿蘇の文化的景観」を保全するため、牧野組合、専門家行政など官民一体となり設立された「草原再生協議会」により、野焼き支援や、募金活動、あか牛放牧、シンポジウム等、草原保全・再生の取り組みが進められています。

また、熊本や福岡の経済界や報道機関、行政等のトップで構成される「阿蘇草原再生千年委員会」では、草原再生に向けた募金キャンペーンや気運醸成の取り組みを九州全体で展開しています。

この取組みの結果、現在までに7千万円以上の募金が集まり、草原保全・再生のさまざまな取り組みに活用されています。

◆ 次回のリレーコラムは、小国町が担当します。

〈お問い合わせ〉

県企画振興部 文化・世界遺産推進室 Tel.096(333)2153

県世界遺産登録推進ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/site/sekaiisan/>

消費者行政に 関する意思表示

近年、悪質業者の手口は年々複雑かつ巧妙化しており、消費生活相談件数は年々増加しています。

本村では、平成22年度から専任の相談員を配置し、より高度な相談にも対応できるような相談体制をとっています。また、平成25年度からは、高森町と南阿蘇村区域内における在住者などの、消費生活相談業務を広域的に処理することにより、相談業務の効率化および、消費生活における安全性ならびに、利便性を向上させています。今後も継続して、消費者被害を未然に防ぐための啓発活動の推進、専任相談員の配置による相談体制の充実を図っていきます。

平成26年3月3日

南阿蘇村長 長野敏也



【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
Tel (67) 1111

消費者相談日

(久木野庁舎)
午前10時～午後3時

3月

4日(火)	6日(木)
11日(火)	13日(木)
18日(火)	20日(木)
25日(火)	27日(木)

※11日(火)は白水保健センター相談室、18日(火)は長陽庁舎一階会議室で行います。

- ① 取引内容が理解できなければ契約しない
 - ② 「必ず儲かる」「元本保証」などと勧誘してくる業者とは絶対に契約しない
 - ③ 金融庁に届けているからといって信用できる訳ではない
 - ④ 「代わりに買って」「名義を貸して」「あなたの名前で買った」などと持ちかけてくる勧誘の電話はすぐに切る
- お心当たりのある人は、相談室までご連絡ください。